

オーストラリア

デジタル個人健康記録制度が始まる

- CHOICE ホームページ <https://www.choice.com.au/health-and-body/health-practitioners/online-health-advice/articles/my-health-record-and-what-you-need-to-know>
- ADHA ホームページ <https://www.myhealthrecord.gov.au/news-and-media/media-releases/my-health-record-opt-out-date-announced>
<https://www.myhealthrecord.gov.au/for-you-your-family/what-is-my-health-record>
<https://www.myhealthrecord.gov.au/for-healthcare-professionals/what-is-my-health-record/benefits-my-health-record-for-healthcare>

ほか

オーストラリアでは、2019年に全国民（約2500万人）の電子健康記録（マイヘルスレコード）を作成する。マイヘルスレコードには、各人の診療記録や検査結果、処方箋、アレルギーなど種々の健康情報データがオンライン上に集約して登録・蓄積され、本人と医師や認可された看護師、薬剤師などの医療従事者がアクセスできる。申し出れば作成を拒否できるが、その申出期限は2019年1月末までとされており、国民は早急な判断を迫られている。制度の導入により投薬による重篤な副作用や検査の重複などが避けられ、治療成果の向上が期待される。事故などで意識を失った場合でも、記録を基に適切な処置や対応が可能だ。特に●複数の投薬を受けている●複数の医療機関を受診している●英語が理解できない●高齢者や、認知・コミュニケーションに支障がある場合など、その恩恵は多大であ

るといふ。このため医療関係者などは大いに歓迎しているが、セキュリティーの専門家は、最も慎重に扱うべき個人情報である健康情報の流出などの危険性を懸念している。CHOICE（オーストラリア消費者協会）では、双方の見解を紹介するとともに、マイヘルスレコードの概要や利点、管理方法などを説明している。

2012年に導入された前身の電子健康記録制度（PCEHR）はあまり普及せず、デジタル化を推進する政府は、2016年にADHA（オーストラリアデジタルヘルス庁）を創設し、PCEHRはマイヘルスレコードに名称変更した。

10月現在、記録作成を希望しない人は国民の約4%（約115万人）で、最終的に10%程度が見込まれるという。議会ではシステム悪用の防止、個人情報保護のための規制や罰則の強化法案も可決された。



アメリカ

白髪染めに含まれる酢酸鉛を禁止

- FDA ホームページ <https://www.fda.gov/Food/NewsEvents/ConstituentUpdates/ucm624409.htm>
<https://www.federalregister.gov/documents/2017/04/04/2017-06581/environmental-defense-fund-earthjustice-environmental-working-group-center-for-environmental-health>
- CR ホームページ <https://www.consumerreports.org/lead/removing-lead-acetate-from-hair-dye/>

ほか

FDA（食品医薬品局）は2018年10月、染毛剤の承認添加物リストから酢酸鉛を削除すると発表した。酢酸鉛は主に、徐々に色を付けるタイプの男性向け白髪染めに添加される。毛髪に付け、短時間のうちに洗い流すため、低用量の添加が認められていた。しかし、CR（コンシューマーレポート）などは、製品は頭皮や手指に触れるうえ、くしや浴室の床・壁面に付着した残留物などによる鉛曝露は避けられないとして、使用者のみならず、特に子どもへの危険性を強く懸念する。鉛の毒性は神経毒といわれ、子どもの発達等に重大な影響を及ぼし、成人には筋肉の痛みや腎障害などをもたらす。過去には、誤った使い方をした男性が手足のしびれを訴えた例もあるという。

FDAは調査のうえ、酢酸鉛の安全性の評価につ

いて、根拠となる研究には欠陥があったと結論づけ、「鉛に安全なレベルは存在しないという見解であり、現在では酢酸鉛に代わる添加剤（クエン酸ピスマス）もある」と発表した。FDAは2018年12月3日から12カ月以内に、製品に配合する添加剤をメーカーに変更させる。既に変更したメーカーもあるが、オンラインショップなどには旧製品の在庫も多く見受けられるとCRは指摘。FDAは、成分表示などに注意すればそうした製品の使用を避けられると消費者にアドバイスしている。

CRは今回の決定を歓迎し、今後もFDAが化粧品等に含まれる鉛などの有害物質の使用を取り締まるよう要望。差し当たっては、口紅に含まれる鉛を10ppm以下にするとした2016年12月のガイドライン案の最終的な決定を課題としている。



オーストリア

市販パイシートの大多数にパーム油使用

● VKI『消費者』2018年9月号 <https://www.konsument.at/test-blaetterteig092018>

ハムと野菜のパイ、アプフェルシュトゥルデー、クリームホーン*など、パイ料理のバリエーションは多い。しかし、小麦粉とバターを混ぜて最初からパイ生地を作ろうとすると、手間も時間もかかる。そこで定番となるのが市販のパイシートである。オーストリアのスーパーには、手頃な価格の冷蔵パイシートが必ず並んでいる。主流は、紙とともにクルクルと巻かれた状態で袋に入ったロール型である。この紙はオープンペーパーの役割も果たしている。VKI（オーストリア消費者情報協会）では、冷蔵パイシート15商品（すべてロール型）を対象に、油脂の種類・割合、有害物質、味等をテストした。

その結果、総合的な評価が最も高くなったのは、バター100%使用の1商品だった。有害物質（3-MCPD脂肪酸エステルおよびグリシドール脂肪酸

エステル）を含有しないことなどが評価された。残りの14商品には乳脂肪がまったく含まれておらず、油脂としては専らパーム油を使用していた。しかも、含有割合がおおむね20~27%と高めだった。パーム油はアブラヤシの実から得られる植物油で、健康や環境に悪いとの見解がある。

一方、総合点が最も低かったのは、グルテンフリー表示の1商品だった。価格が格段に高い割に、3-MCPD脂肪酸エステルおよびグリシドール脂肪酸エステルが最も多く含まれていたという。そのうえ、一般消費者による食味テストで、「あまりおいしくない」と判定された唯一の商品だった。

使い道の多いパイシートだが、脂肪分が多く、高カロリーであることは間違いのないことから、同協会は食べる頻度に注意するよう助言している。

* アプフェルシュトゥルデーは調理したりんごを薄い生地で包んで焼いた菓子で、クリームホーンは渦巻型のパイ生地の中にホイップクリームを入れたもの。



ドイツ

掃除サービス普及の裏にヤミ労働

●商品テスト財団『テスト』2018年10月号 <https://www.test.de/Putz-Portale-im-Test-4767070-0/>

ドイツ人の住居は掃除が行き届いており、キッチンも窓もピカピカに磨かれている。その理由の1つが、“Putzfrau”（男性はPutzmann）と呼ばれる清掃員によるサービスの普及である。約380万世帯が利用しているが、そのうち労働局等が把握しないヤミ労働は8~9割に上るといふ。面倒な手続きが不要であるため、雇う側にとっても、清掃員（多くは外国人）にとっても、非公式な現金取引は好都合という事情による。そこで、商品テスト財団では、質の高い掃除サービスを適法に頼む方法はないのかテストすることとした。対象は、ネットで受け付ける8事業者とした。

まず、掃除サービスの質を調べるために、1事業者ごとにテスター5世帯が3種類の日程を予約した。清掃員が来る前に、家の中の計14箇所にチョコクリーム、油、砂、パンくず等で汚れを付け、こ

れらが除去されるかどうか検証した。その結果、6事業者の掃除が良好と判断された。

ところが、この中で掃除能力が特に高かった2事業者は、総合的には落第点が付いた。ヤミ労働を防ぐ努力が足りないと評価されたからである。例えば、テスターが身分を隠して清掃員に応募した際、身分証明書や営業許可証の提示を求められることはなく、ドイツ生活で必須ともいえる賠償責任保険加入の有無も問われなかったという。結局、掃除能力が高く、ヤミ労働回避の面でも高く評価されたのは1事業者だけとなった。

同財団によると、特に大都市ではヤミ労働のない適法な掃除サービスを頼むのが難しいという。しかし、ヤミ労働は違法であり、罰金刑もあり得ると警告する。そこで、税制面等で優遇されるミニジョブ制度*を利用できないか検討すべきと助言している。

* 収入が月450ユーロ以下の場合、労働者側が所得税と社会保険料を免除される。